

IMO 第 56 回海洋環境保護委員会 審議結果概要

7 月 9 日より 13 日までの間、ロンドンの Royal Horticultural Halls and Conference Centre において第 56 回海洋環境保護委員会 (MEPC56) が、我が国を含む 89 カ国、44 機関の参加により開催された。我が国からは、国土交通省 (総合政策局、海事局、港湾局)、環境省、東京大学、(独)海上技術安全研究所、その他海事関係機関・団体からなる代表団が参加した。

主要議題の審議結果は、以下の通り。

1. バラスト水の有害水生生物 (議題 2)

(1) 背景

バラスト水の移動に伴う生物の移動防止を目的として、2004 年 2 月に、IMO においてバラスト水管理規制条約が採択された。本条約では、2009 年 1 月 1 日以降に建造される船舶 (バラスト水容量 5,000m³ 未満) から段階的に、一定の生物殺滅性能を有するバラスト水処理装置の搭載を義務付けることなどが定められており、条約の実施に向けて、バラスト水処理装置の承認、ガイドラインの検討などが行われている。

(2) 審議結果

今次会合での審議結果の概要は以下のとおり。

- ① 活性物質を用いるバラスト水処理装置については、ガイドラインに従って、IMO により承認されなければならないとされている。今次会合では、各国から提案された処理装置に使用する活性物質の基本承認及び最終承認について審議が行われ、韓国提案の「NK03 (主成分：オゾン)」は基本承認を取得し、ノルウェーから提案の「ピュアバラストシステム (主成分：UV)」は基本承認及び最終承認を同時に取得した。なお、日本提案の「ハイブリッドバラスト水処理システム (主成分：活性塩素)」は、データ不足によりシステムを適切に評価できないとの理由から基本承認を得ることができなかった。
- ② 本条約では、具体的な装置の試験方法等は IMO の定めるガイドラインに委ねられており、ガイドラインは 14 本作成されることとなっている。これまでに 11 本のガイドラインが採択されているが、今次会合では、以下の 2 本のガイドラインが採択された。
 - ・ G7 : 未処理バラスト水排出のリスク評価に関するガイドライン
 - ・ G13 : 緊急事態を含む追加方策に関するガイドライン
- ③ 本条約では、バラスト水処理装置の搭載が 2009 年 1 月 1 日以降に建造される船舶より順次要求されることとなっているが、前回 MEPC 55 において、バラスト水処理装置の開発状況を鑑みると、2009 年 1 月 1 日からの装置の搭載は困難ではないかとの指摘があり、今次会合においてはその解決策が審議された。審議においては、まず、条約上、2009 年 1 月 1 日以降に建造される船舶には、バラスト水処理装置の搭載が必要となることが確認された。次に、2009 年 1 月 1 日即日からの装置搭載の可能性については、困難であるとの認識が大勢を占めたものの、延長の期日、延長の方法について合意が得られず、BLG 12 で引き続き検討することとなった。

2. シップリサイクル (議題 3)

(1) 背景

シップリサイクルに関しては、2008 年～2009 年の間に採択できるよう MEPC にて

新条約の策定作業を進めることが IMO 総会で決議(IMO 第 24 回総会 Resolution A. 981(24))されているところ、2006 年 3 月の MEPC 54 から条約条文の審議に入っている。作業部会中間会合(本年 5 月)に引き続き、今次会合においても作業部会を設置し、以下の通り審議が行われた。

当該作業部会は 9 日から 11 日まで開催され、我が国を含む 35 カ国、15 機関が参加した。我が国からは、国土交通省、ジャパンシップセンター、(独)海上技術安全研究所、その他海事関係機関・団体から 5 名が参加した。

(2) 審議結果

主として条文案を逐条で審議した。なお、時間的制約から、すべての条約案については審議されず、各種ガイドラインについては、リサイクル施設に関するガイドラインを除き、審議されなかった。今次会合での審議結果の概要は以下のとおり。

- ① 来年 1 月に、仏政府のオファーによりシップリサイクルに関する MEPC 作業部会中間会合を開催することが合意された(次回 MEPC 57 は 4 月)。次回作業部会中間会合では、特に条約案の作成(ブラケットを可能な限りなくすこと)が中心となる。
- ② リサイクル施設に関するガイドラインについては、日本、米国及びデンマークからそれぞれ提案がなされていたが、今後、日本案をベースに他提案を取り入れることが合意された。
- ③ 自国内の航行に従事する船舶であってかつ同国内で最終的にリサイクルされる船舶を本条約の適用除外にすることについて概ねの合意が得られたが、条約の規定ぶりについては合意に至らなかった。また、当該船舶を条約の適用除外にした場合の不法輸出の防止策については改めてその必要性が認識されたものの、具体的な条文案の策定には至らなかった。
- ④ 英国より、「条約発効後、ある締約国(リサイクル国)に条約の基準に達していないリサイクルヤードがある場合、安全・環境面の最低限の基準をクリアしていれば、当該リサイクルヤードを暫定登録(Compliance Resister)し、その改善計画を IMO におかれる委員会(Implementation Committee)がモニター・助言し、条約の基準をクリアすれば締約国の承認リサイクルヤードに格上げする(暫定登録の間も締約国の船舶のリサイクルは可能とする)」との提案がなされた。反対意見もあったものの、十分な解撤能力を確保する観点から英国提案の趣旨への賛同が多数となり、次回作業部会中間会合に向けて、英国が条文案を提出することとなった。
- ⑤ 米国からの「非締約国の安全・環境上適した施設でのリサイクルを、二国間、多数国間又は地域の協定を締結することにより認める」との提案については、米国の意図(十分な解撤能力の確保等)は評価されたものの、米国提案は、非締約国のリサイクル国は締約国の船舶もリサイクルできることとなり条約批准のインセンティブがなくなること、二国間、多数国間及び地域の協定が林立する状況はグローバルな条約を策定する趣旨に反すること、また、米国提案を取り入れる場合には、非締約国のリサイクルヤードを使用する場合の特別要件等を議論する必要がある等の懸念が表明され、十分な検討が必要であるとされた。
- ⑥ IMO/ILO/BC の合同作業部会第 3 回会合(JWG3)を 2008 年に開催するよう ILO に要請することとなった。
- ⑦ 今後の IMO での作業スケジュール
 - ・ 2008 年 1 月 MEPC 作業部会中間会合(条約案の逐条審議)
(ホスト国: 仏国)
 - ・ 2008 年 4 月 MEPC 57
(条約案の逐条審議及び条約採択会議開催日程案の審議)
 - ・ 2008 年 6 月 理事会(条約採択会議日程の最終決定)
 - ・ 2008 年 10 月 MEPC 58(新条約案最終化→回章)
 - ・ 2009 年 4 月 条約採択会議

(3) 今後の我が国の対応について

- ① サイクル施設に関するガイドラインに係る米国及びデンマークとの調整
- ② UK 提案に係る条約案策定作業への参加
- ③ 新船のインベントリサンプルの作成
- ④ インベントリ作成ガイドライン、検査及び証書に関するガイドラインの独、IACS、ICS 等関係者との調整

3. 船舶からの大気汚染防止（議題 4）

3. 1 MARPOL 条約附属書VI関連

(1) 背景

船舶からの排出ガスによる大気汚染の防止については、MARPOL 条約附属書VIに規定され、附属書VIが発行した 2005 年 5 月より規制が実施されている。現在の規制値は附属書VIが採択された 1997 年当時の技術水準に基づき設定されているため、将来の技術水準の向上を踏まえて、附属書VI発効後 5 年ごとに規制を見直すこととされている。このため、2005 年 7 月に開催された MEPC 53 において規制見直しを開始すること及び検討項目が合意され、昨年 4 月に開催された BLG 10、昨年 11 月に開催された中間会合及び本年 4 月に開催された BLG 11 の 3 回にわたり検討が行われている。

(2) 審議結果

今次会合での審議結果の概要は以下のとおり。

- ① 本年 4 月に開催された BLG 小委員会から提案された 1 年間の作業計画の延長を承認した。この結果、10 月開催の BLG 中間会合、来年 2 月開催の BLG 12 での審議を経て、3 月開催の次回 MEPC 57 において最終化を行い、10 月開催の MEPC 58 において修正案が採択される見込みとなった。なお、次期規制値に関する議論は行われていない。
- ② 石油精製供給業者を含めた関連業界を横断する科学者会合グループを IMO に 7 月（MEPC 56 開催時期中）から設置し、SO_xの規制オプションに対して、科学的見地からの報告書を年内に報告することが承認された。この報告書をもって議論を再開するため、SO_xに関する検討作業は BLG 12 まで中断される。
- ③ 現行 SECA 内において用いられる海水スクラバーからの排水基準を最終化する作業が行われたが、欧州内においても意見が分かれ、BLG 中間会合における最終化を目指すこととなった。

3. 2 GHG 関連

(1) 背景

2003 年に開催された IMO 第 23 回総会において、「船舶からの温室効果ガス(GHG)の削減に関する IMO の政策及び実行の決議 (A. 963(23))」が採択され、船舶からの GHG の排出効率を示す指標である「二酸化炭素(CO₂)排出インデックス」を MEPC で開発することになっている。決議に基づき、MEPC 53 において、「試行的に用いられる自発的な CO₂ 排出インデックスのための暫定指針(MEPC/Circ. 471)」が採択され、試行が継続されている。

(2) 審議結果

今次会合での審議結果の概要は以下のとおり。

- ① 京都議定書において削減義務が定められていない発展途上国及び未批准の米国などの GHG 削減に消極的なグループと、国際海運の GHG 削減についても IMO の場において、すべての国が一致して解決すべき問題としている欧州、日本などのグループの間で、本会合においても多くの議論が交わされた。
- ② 統計値が古いことなど問題になっている 2000 年採択 GHG の IMO レポートの更新作業仕様案が、最終化、採択された。
- ③ 船の輸送効率を盛り込んだ CO₂ 排出指標データについてボランティアな収集作業が継続している。各国から提出されたデータの直接比較を容易にするため、IMO

本部内に設置された汎用データベース(GISIS)へ、各国がインターネットを経由してアップロードできる仕組みの具体化作業が行われ、直ちに実装が行われる見込みである。これに伴い、各国を通じての船主及びオペレーターからのデータ提供を呼びかける IMO 事務局からの文章が回章される。

- ④ 排出権取引などの市場原理に基づく削減方法などについては、コレスポンデンスグループが作成され引き続き検討がなされ、ベースラインの設定と共に 2009 年 7 月に開催予定の MEPC 59 において一定の成果を出すべく努力をすることが確認された。

4. 強制要件の改正の検討及び採択（議題 5）

（1）MARPOL 73/78 附属書 I の改正

MARPOL 73/78 附属書 I 第 38.2.5 規則（受入施設）の対象とする油に貨物室の残渣油を加える改正案が採択された。本改正は本年 1 月 1 日に発効した MARPOL 附属書 I 第 38.2.5 規則を、従前の規定と同様に修正する改正である。本改正は 2008 年 12 月 1 日に発効の予定。なお、MEPC. 1/Circ. 541 により、本年 1 月 1 日から本改正の発効日までの間も貨物室の残渣油は、従前の例によることができる。

（2）MARPOL 73/78 附属書 IV の改正

MARPOL 73/78 附属書 IV 第 11.1.1 規則（汚水の排出）に家畜運搬区域から発生する汚水も規制対象とする改正案が採択された。本改正は 2008 年 12 月 1 日に発効の予定

（3）IBC コード第 11 章（防火及び消火）の改正

IBC コード第 11 章に可燃性蒸気濃度連続モニタリング装置の設置を義務付ける改正が採択された。本改正は 2009 年 1 月 1 日に発効の予定

（4）IBC コード第 17～19 章（有害液体物質輸送の最低要件一覧表）の改正

IBC コード第 17～19 章に新たに査定された有害液体物質を追加する改正が採択された。本改正は 2009 年 1 月 1 日に発効の予定。

5. 特別海域及び特別敏感海域（議題 8）

特別海域とは、生態学上や交通の特殊性等の条件により、特に保護が必要と認められた海域について指定できる。また、当該海域に接する締約国が十分な受入施設を確保し、IMO で承認が得られた場合に特別海域の排出要件（上乘せ規制）が適用される。

今次会合では、MEPC 54（2006 年 3 月開催）にて MARPOL 73/78 附属書 I（船舶からの油の排出規制）の特別海域に指定された南アフリカ南部海域について、従前より十分な受入施設が確保されていたころから特別海域の排出要件の適用が採択され、また 1989 年に MARPOL 73/78 附属書 I 及び附属書 V（船舶からの廃物の排出規制）に指定されたガルフ海域（ペルシャ湾、オマーン湾）について、このたび十分な受入施設が整ったため、特別海域の排出要件の適用が採択された。両海域ともに 2008 年 8 月 1 日に発効の予定。

以上